

施設等提案型ネーミングライツ・パートナー募集要項

俱知安町では、俱知安町ネーミングライツ事業実施要綱（令和４年俱知安町要綱第62号）に基づき、事業者からネーミングライツ事業を行う施設等に係る提案を募集する「施設等提案募集型」によるネーミングライツ・パートナーを募集します。

1 目的

施設等への愛称を付与する権利（ネーミングライツ）の活用により、事業者等の支援のもと、新たな財源を確保し町有施設の適正な維持管理等を図ること及び事業者に地域貢献の機会を提供することを目的とします。

2 対象施設等

スポーツ施設、文化施設、公園など不特定多数の町民が利用する公共施設を対象とします。ただし、役場庁舎、小学校、中学校、保育所、美術館のほか、一部の観光施設など、施設名称の設定に経緯があるものや、施設の性格上、ネーミングライツの導入が適当でないと町が判断するものは対象外とします。

なお、町が開催するイベントや講座などのソフト事業についても、同様の取扱いとします。

3 ネーミングライツ期間（契約期間）

原則として、3年以上5年以下の期間で提案ください。ネーミングライツの開始時期は、町民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議することとします。

4 ネーミングライツ料（命名権料）

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

最低提案金額は、原則として年間30万円とします。なお、下表に記載の重点施設については、最低提案金額を100万円と設定しています。

また、施設の機能向上に関する提案のうち、費用換算が可能なものについては、提案金額に含めて審査します（実現可能性の高いものに限ります）。

（重点施設一覧）

	施設の名称	最低提案金額（年間）
1	俱知安町総合体育館	100万円
2	文化福祉センター	
3	旭ヶ丘スキー場	

5 ネーミングライツ料の使途

原則、当該対象施設等の持続的な運営と維持管理のための財源とします。

6 ネーミングライツ料以外の費用負担

- （１）施設名称の表示（看板等）を愛称に変更していただきます。この変更や新設に伴う経費、これらの愛称使用期間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費をネーミングライツ・パートナー

に負担していただきます。

- (2) 原則として、施設敷地内の表示サイン・看板等は、すべて「愛称」に変更するものとしますが、施設敷地外の表示については、協議の上、変更する対象や変更時期を決定します。

※ 表示サイン・看板等は、大きさやデザイン等について北海道屋外広告物条例（昭和 25 年北海道条例第 70 号）や倶知安町の美しい風景を守り育てる条例（平成 20 年倶知安町条例第 1 号）のほか、地域の景観に関する協定等にそって設置して頂くことになりますので、表示できる内容に一定の制約があります。

7 応募資格

本町のネーミングライツ・パートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない法人が応募できるものとします。なお、個人での応募はできません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業を行う業種及び当該営業に類する営業を行う業種
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業
- (3) 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 22 項に規定する商品先物取引業又はこれに類する業種
- (4) 法令等の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 占い、運勢判断等に関する業種
- (6) 興信所、探偵事務所等
- (7) 債権取立て、示談引受けに関する業種
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続きをしている事業者
- (9) 政治団体又は政治性のある事業を行う事業者
- (10) 宗教団体又は宗教性のある事業を行う事業者
- (11) 町税その他の租税の滞納をしている事業者
- (12) 法令等に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 暴力団（倶知安町暴力団排除条例（平成 24 年倶知安町条例第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）が、その経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (15) 前各号に掲げるもののほか、町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

8 愛称

次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の愛称として使用することはできません。また、施設等によっては、愛称に含めてほしい文字を示す場合や略称を設ける場合があります。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの

- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 各種選挙に関するもの
- (7) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (8) 個人の名刺広告に類するもの
- (9) 公衆に不快の念を与えるおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町の財産を活用した広告として適当でないと町長が認めるもの

※ なお、愛称の使用開始時期については、協議のうえ決定しますが、ネーミングライツ・パートナーは愛称の使用開始時期までに、原則となる表示サイン、看板等の変更を終えていただく必要があります。

9 パートナー・メリット等

- (1) 町の広報紙やホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。なお、愛称とともに町が定めている施設名称を併記する場合があります。
- (2) ネーミングライツ・パートナーのホームページ等で、ネーミングライツ・パートナーであることを広報することができます。
- (3) 各種大会の企画や協賛、地域貢献活動の実施やイベントの企画等について、要望を提案することができます。(内容によりご要望に応じることができない場合があります。)
- (4) ネーミングライツ・パートナーは、当該施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

10 提案について

- (1) 1者で複数の施設等に係る提案をしていただくことができます。
- (2) 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません。) また、提出された提案書等は返却いたしません。
- (4) 提案を途中で辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (5) 提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

11 応募方法

(1) 事前相談

施設等提案募集型によるネーミングライツの取得を検討する際は、対象施設であるか否か等の確認も必要となりますので、応募前に必ず事前に倶知安町役場総務課法務支援係へ相談を行ってください。

(2) 提出方法

(4) に掲げる提出書類を、(5) に掲げる募集期間内に持参又は郵便書留により郵送してください。

(3) 提出部数 正本1部

(4) 提出書類

- ア 倶知安町ネーミングライツ事業応募申請書（別記様式第 1 号）
- イ 倶知安町ネーミングライツ事業応募に係る誓約書（別記様式第 2 号）
- ウ 暴力団との関係についての誓約書兼同意書（別記様式第 3 号）
- エ 応募者の事業概要等を記載した書類
- オ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- カ 登記事項証明書
- キ 印鑑証明書
- ク 最新の事業計画書
- ケ 直近 3 事業年度分の決算報告書及び事業報告書
- コ 直近の国税及び地方税に係る納税証明書
- サ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（5）募集期間

随時募集しております。（重点施設を除きます。）

応募のあった施設はその時点で募集を締め切り、応募をした事業者が優先的に交渉をする権利を得ます。

重点施設は募集期間を設定し、その期間に応募のあった事業者からネーミングライツ・パートナーを選定します。

※提案の受付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除きます。

（開庁時間：8 時 45 分～12 時、13 時～17 時 30 分）

（6）申込（提出）先

〒044-0001 虻田郡倶知安町北 1 条東 3 丁目 3 番地

倶知安町役場総務課法務支援係

（7）留意事項

ア 提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用については、提案者にご負担いただきます。

イ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却いたしません。

エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。また、倶知安町情報公開条例に基づき開示することがあります。

オ 提案の申込みは（6）の担当課で受付けますが、受付後は、提案のあった施設等を所管する部署において所定の事務を執り進めますので、連絡等は所管課より行うこととなります。

12 選定方法等

（1）選定方法

倶知安町が別途設置する倶知安町ネーミングライツ審査委員会において、次の事項などについて、（2）に掲げる基準で審査を行います。審査の結果を尊重し、一定以上の評価を得た提案について、町長が提案者をネーミングライツ・パートナーとして決定します。

また、提案内容及び提案者が選定基準を満たさない場合には、提案を採用しません。

ア 施設名称等の提案内容が、倶知安町ネーミングライツ事業実施要綱の各条適合しているか。

- イ 施設名称等の提案内容が、施設の設置目的や特性に適合しているか。
 - ウ 施設管理上に課題が生じることがないか。
 - エ 提案金額、契約期間は妥当であるか。
 - オ 提案者の地域貢献度・活性化度が高いか。
 - カ 提案者の財務状況が健全で、提案金額等の支払い能力を有するか。
 - キ 選定委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を選定します。
- ※ 複数の提案があった場合には、一定以上の評価を得た提案に対して、得点の高い順に順位を付け、1位の提案及び提案者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、2位以下を次点とします。

(2) 選定基準

選定の基準については、表のとおりとします。

	評価項目	評価基準	配点
1	応募の趣旨	・ 本町のネーミングライツ事業の目的に沿っているか	10
2	愛称、デザインは適切か	・ 親しみやすいか、分かりやすいか ・ 施設の管理運営に支障が生じないか	20
3	提案金額（年額）	・ 応募者が1者の場合、提案金額をもって配点の満点である40点を付与する。 ・ 応募者が複数の場合、提案金額（年額）が最高のもので1位として、配点の満点である40点を付与する。2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率に、40点を乗じた得点とする。（各々小数点以下第1位を四捨五入） （例） A：応募金額80万円（応募者中、最高金額） 得点40点 B：応募金額50万円 得点25点＝40点×50万円／80万円	40
4	提案期間	・ 安定したネーミングライツの運用が図られる期間か	10
5	ネーミングライツ・パートナーとして適当か	・ 施設と応募団体等の理念、事業内容が合致しているか ・ 地域貢献や支援の実績及び計画があるか	20
合 計			100

得点の判断基準

評価項目に係る内容評価の判断基準	評価	配点率
内容が優れている	A	1.00
内容がやや優れている	B	0.80
内容が標準的である	C	0.60
内容がやや劣っている	D	0.40
内容が劣っている	E	0.20

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、提出日より3か月以内を目途に提案者に文書で通知します。

13 契約の締結

町は、ネーミングライツ・パートナー候補者と締結に向けた協議を行い、合意が成立した場合は速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設等名、愛称名、ネーミングライツ・パートナー名、ネーミングライツ料について公表し

ます。

なお、複数の応募があり、ネーミングライツ・パートナー候補者との協議の結果、契約に至らなかった場合には、次点候補者と契約締結に向けた協議を行うものとします。

14 ネーミングライツ・パートナーの候補者資格・決定の取消、契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの候補者資格を得た後、もしくはネーミングライツ・パートナーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるときは、町はネーミングライツ・パートナーの決定の取消し及び契約の解除をできることとします。

その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。

15 その他

- (1) 提案いただいた施設が、現在指定管理対象施設である場合には、事前に指定管理者と協議を行い、承諾を得た場合にのみ、ネーミングライツ導入の手続きを進めることとなります。
- (2) 契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。
- (3) 審査の結果、採用されなかった提案については、その内容は公表しません。

16 お問い合わせ先

施設等提案募集型ネーミングライツに係る申請書等の書類をご提出いただく前に、まずは下記へお問い合わせください。

倶知安町総務課法務支援係

電 話：0136-56-8000

F A X：0136-23-2044

電子メール：houmu@town.kutchan.lg.jp